

平成29年設楽町告示第4号

設楽町簡易水道事業における水道料金の滞納に係る給水停止に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、設楽町簡易水道事業給水条例（平成17年設楽町条例第170号。以下「条例」という。）第35条第1号に規定する水道料金の滞納に係る給水停止に関する手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(給水停止の対象者)

第2条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「給水停止対象者」という。）に対して、給水停止を執行することができる。

- (1) 水道料金を3か月以上滞納している者
- (2) 水道料金の滞納が3か月未満の者であっても、その滞納金を徴収することができないと判断する者
- (3) 滞納している水道料金の納付に係る誓約を履行しない者

(催告兼給水停止の予告)

第3条 町長は、給水停止対象者の水道料金の滞納額のうちから、給水停止対象額（以下「対象額」という。）を定めて、その納付の期限を指定した催告兼給水停止予告通知書（様式第1）により給水停止を予告しなければならない。

(給水停止の通知)

第4条 町長は、前条の催告兼給水停止予告通知書に記載した納付期限を経過しても、なお、納付のない者に対して給水停止日を指定し、給水停止通知書（様式第2）により給水停止を通知しなければならない。

(給水停止)

第5条 町長は、前条の給水停止通知書に記載の給水停止日の前日までに対象額を納付しない場合は、給水停止執行書（様式第3）により給水停止を執行する。

- 2 給水停止の方法は、メーター撤去又は直結止水栓キャップによるものとする。

(給水停止の解除)

第6条 町長は、前条第1項の給水停止の執行を受けた者（以下「給水停止者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、給水停止を解除することができる。

- (1) 対象額を完納したとき。
- (2) 対象額の2分の1以上の納付があり、かつ、その残額について滞納分水道料金分納誓約書（様式第4）の提出があったとき。

- 2 町長は、前項の規定により給水停止を解除したときは、給水停止解除通知書（様式第5）によりその旨を給水停止者へ通知するものとする。

(給水停止の再執行)

第7条 町長は、前条の規定により給水停止の解除を受けた者が、前条第1項第2号に規定する滞納分水道料金分納誓約書の内容に違反したときは、第3条に規定する手続きを省略して給水停止を執行することができる。

(給水停止後の基本料金等)

第8条 条例第27条に規定する定例日から次の定例日までの間において、給水停止の執行又は解除があった場合は、条例第26条の規定を準用して基本料金及び超過料金（以下「基本料金等」という。）を徴収するものとする。ただし、定例日から次の定例日までの間、給水停止を継続している場合は、基本料金等は徴収しない。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、水道料金の滞納に係る給水停止に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

第 年 月 日

様

設楽町長

印

催告兼給水停止予告通知書

あなたの滞納している水道料金につきまして、督促状等により納付のお願いをしましたが、今なお未納となっていますので、下記の給水停止対象額を納付期限までに納付してください。

つきましては、給水停止対象額を納付期限までに納付されない場合は、設楽町簡易水道事業給水条例第35条第1号の規定により、給水を停止することになります。

記

- 1 給水停止対象額 円
- 2 納付期限 年 月 日
- 3 給水装置設置場所 設楽町
- 4 メーター番号

納付について、ご相談されたい方は、 年 月 日までに生活課（電話：0536-62-0522）までご連絡いただきますようお願いいたします。

ご連絡がないときは、納付期限以降、速やかに給水停止を執行しますので、ご了承ください。

※ この通知書と行き違いに給水停止対象額を納付された場合は、ご容赦願いますとともに、お手数ですが、その旨を生活課までご連絡ください。

様式第2（第4条関係）

第 年 月 日

様

設楽町長

印

給水停止通知書

年 月 日付 第 号の催告兼給水停止予告通知書により給水停止対象額の納付のお願いをしましたが、今なお未納となっています。

誠に不本意ではありますが、給水停止対象額を納付されるまで、設楽町簡易水道事業給水条例第35条第1号の規定により、給水を停止します。

記

- 1 給水停止日 年 月 日
- 2 給水停止対象額 円
- 3 給水装置設置場所 設楽町
- 4 メーター番号

注意

- (1) 上記2の給水停止対象額を全額納付されるか、半額以上納付いただき、残額について分納の誓約をされるまでは、給水停止は解除できません。
- (2) 給水停止のために損害が生じることがあっても、町は、その責めを負いません。
- (3) 上記1の給水停止日の前日までに給水停止対象額を納付された場合は、その旨を生活課（電話：0536-62-0522）までご連絡いただきますようお願いいたします。

※ この通知書と行き違いに納付されました場合は、ご容赦願いますとともに、お手数ですがその旨を生活課までご連絡ください。

様式第3（第5条関係）

第 年 月 日

様

設楽町長

印

給水停止執行書

水道法第15条第3項及び設楽町簡易水道事業給水条例第35条第1号の規定により、本日、給水停止を執行いたしましたので通知します。

なお、給水停止対象額を全額納付していただくか、半額以上納付され、残額について分納の誓約をされれば、給水停止を解除します。

記

- 1 給水停止日 年 月 日
- 2 給水停止対象額 円
- 3 給水装置設置場所 設楽町
- 4 メーター番号

注意

- (1) 上記2の給水停止対象額を全額納付される場合は、事前に必ず生活課（電話：0536-62-0522）まで連絡してください。
- (2) 給水停止のために損害が生じても、町は、その責めを負いません。
- (3) 給水装置を無断で使用された場合は、設楽町簡易水道事業給水条例第40条の規定により、罰則が科せられますのでご注意ください。

様式第4（第6条関係）

滞納分水道料金分納誓約書

年 月 日

設楽町長 殿

住 所
氏 名 印

私に係る給水停止対象額を、下記の分納計画書のとおり納付することを誓約します。
なお、不履行の時は、設楽町簡易水道事業給水条例第35条第1号の規定により、給水停止の措置を受けても異議ありません。

記

1 給水停止対象額 円

2 分納計画書

	誓約納付期限	誓約納付金額	備 考
1	年 月 日	円	
2	年 月 日	円	
3	年 月 日	円	
4	年 月 日	円	
5	年 月 日	円	
6	年 月 日	円	
7	年 月 日	円	
8	年 月 日	円	
9	年 月 日	円	
10	年 月 日	円	
11	年 月 日	円	
12	年 月 日	円	
	計	円	

様式第5（第6条関係）

第 年 月 日
号 日

様

設楽町長

印

給水停止解除通知書

下記により、給水停止を解除します。

記

- 1 給水停止日 年 月 日
- 2 給水停止解除日 年 月 日
- 3 解除理由
- 4 給水装置設置場所 設楽町
- 5 メーター番号